



甲賀市議会

広報広聴ビジョン

令和7年9月
甲賀市議会
広報広聴委員会

■ 目次

1	はじめに	2
	議会の役割	2
	甲賀市議会の特徴	2
	議会における広報広聴活動	2
	位置付け	3
	計画期間	3
2	甲賀市議会広報広聴ビジョンについて	4
	策定の背景	4
3	広報広聴活動の現状	6
4	広報広聴活動における課題	7
	課題 1 市政への関心	7
	課題 2 市議会に関する情報の入手	8
	課題 3 市民参画につながる広聴機会の充実	8
5	広報広聴の戦略的な推進	9
	はじめに	9
	連携・連動の考え方	9
	今後の方向性	9
6	取り組みの方向性	11
	方向性 1 的確に伝え、市民の声を収集する仕組みの構築	11
	方向性 2 広聴活動と議会の政策形成との連携強化	11
	方向性 3 広報活動と広聴活動の一体的な推進	11
7	推進体制	12
	推進体制の構築	12
	進行管理	12
8	資料 甲賀市議会基本条例	13

1 はじめに

■ 議会の役割

議会と行政は、日本国憲法第 8 章「地方自治」が定める「地方自治の本旨」を実現するために設置された機関である。地方自治の本旨は、国から独立した地方団体が自らの判断と責任で行政を行う「団体自治」と、住民の意思に基づいて行政を行う「住民自治」として解釈されている。議会は、市政運営の監視や政策提案を行うことで団体自治の質を高め、住民自治を拡充・強化していく役割を担っている。

■ 甲賀市議会の特徴

甲賀市の地域においては、『戦国期から江戸時代にかけて発展した「甲賀郡中惣（こうかぐんちゅうそう）」の伝統』がある。農民や土豪が相談・協議を重ね、地域の秩序を維持し自治を実践していた歴史である。中惣では代表者の合議により物事を決定し、村同士が連携して相互扶助の仕組みを築いていたとされる。これは現代における地方自治、ひいては市議会の役割にも通ずる、「市民による合議と自治の精神の原点」である。

甲賀市議会は、こうした地域の歴史的背景も踏まえ、市民の意思を的確に議会に反映し、協働のまちづくりを推進するため、平成 25 年に議会基本条例を制定した。

第 1 条などを基本指針として地方自治の担い手としての使命を果たしていくものである。

■ 議会における広報広聴活動

執行権を持たない議会において市民福祉の向上と市政発展を目指すには、広報広聴が議会活動の原点である。それに関する事項が甲賀市議会基本条例に示されている。

広報活動を通じて、議会の活動内容や決定事項を「議会だより」「HP（ホームページ）」「SNS」「議会報告会」といった多様な媒体で市民に積極的に発信している。

これにより、市民の議会に対する理解を深め、関心を高めている。

同時に、広聴活動として、「意見交換会（1）」「請願・陳情（2）」「公聴会（3）」（※説明）などの場を設け、市民の意見や要望を直接受け止める仕組みを整えている。市民の声を市政に反映させることは、議会の重要な役割の一つである。

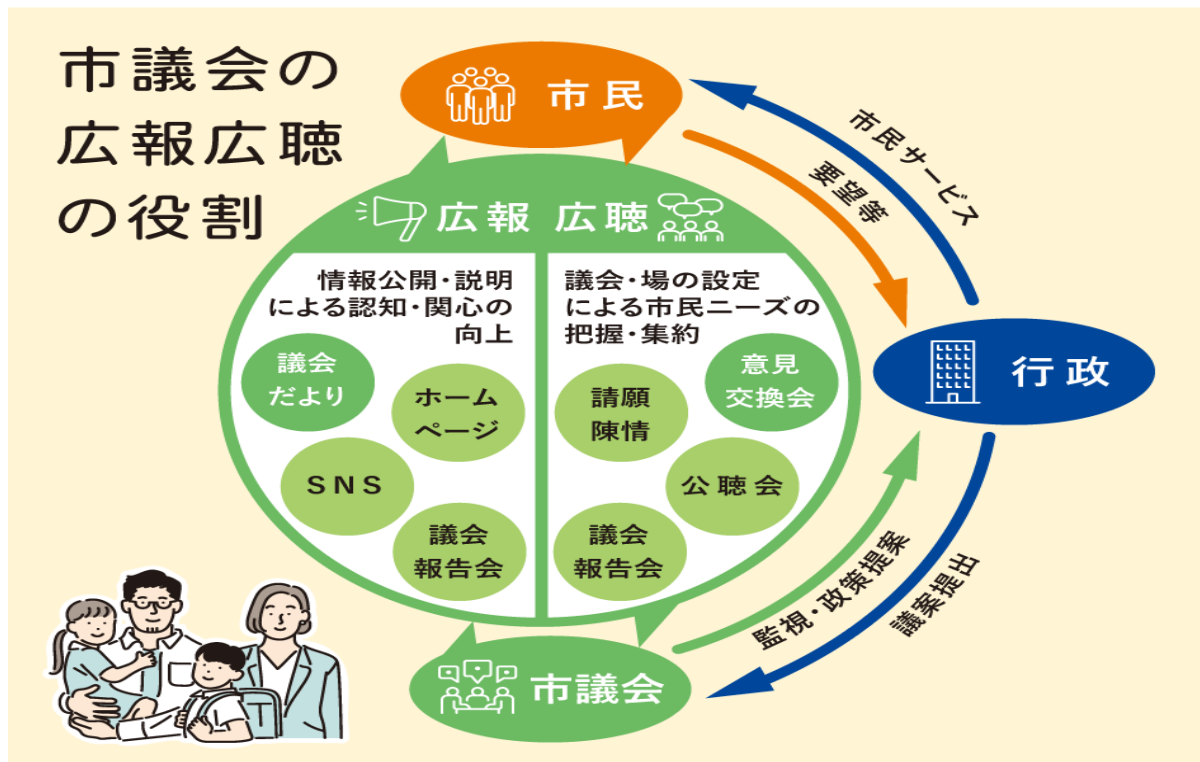
中央に示す広報活動と広聴活動は密接に連携し、情報公開や丁寧な説明を通じて市民の認知度と関心を高めることで、市民は意見を表現しやすい環境となる。そして、把握された市民ニーズは、議会の「監視・政策提案」という形で行政に伝えられ、最終的に「住民サービス」の向上につながる。

「議会だより」を積極的に活用し、開かれた議会として市民の目に触れる機会を増やすという目標は、広報活動の重要性を強調している。

このように、甲賀市議会にとって広報広聴活動は、市民との信頼関係を築き、市民の声を市政に反映させ、より良いまちづくりを進めるための不可欠な取り組みである。こうした議会の広報広聴活動が議会活動の原点として重要であることに鑑み、広報広聴委員会を設置して活動を行う。

<※説明>

1. 「意見交換会」地域の課題等意見を聴くために、市議会と市民が直接対話し意見交換をする場。
2. 「請願・陳情」市民が市議会に提出する市政に対する要望や意見。
市議会議員の紹介のあるものを「請願」、無いものを「陳情」と呼ぶ。
3. 「公 聴 会」議案等の審査にあたって必要がある場合に利害関係者または学識経験者等の意見を聴き、参考にするために設けられた制度。



■位置付け

甲賀市議会基本条例第 22 条は「議会における最高規範」と定めている。広報広聴ビジョンは、その理念に基づき、議会及び議員の行動規範を具体化したものである。情報公開、多様な広報手段、市民との対話、透明性の確保などを基本方針とする。

■計画期間

本ビジョンの計画期間は、議員任期に合わせた 4 年間とする。広報部会と広聴部会のメンバーは 2 年ごとに入れ替わり、互いの取り組みを検証する。また、市民との意見交換の機会を推進し、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間を対象に、議会活動の評価制度とも連動させて取り組みを進める。

2 広報広聴ビジョンについて

■策定の背景

【社会環境の変化】

人口減少や少子高齢化、行政ニーズの多様化が進む中、議会にも積極的な対応が求められている。デジタル化の進展により情報発信は容易になった一方で、デジタル機器やサービスに不慣れな方や外国人住民、障がいのある方への配慮も不可欠である。SNSの普及により、市民は情報の受け手であると同時に発信者にもなり得るようになり、議会広報広聴のあり方にも大きな影響を与えている。

広聴活動においては、近年叫ばれる地方議会への「市民の無関心」への懸念から、2022年度に滋賀県市議会議長会研究会により「広聴の機能強化に関する提言書」にまとめられ、議会においては、市民からの関心度を高め、市民の声を広く聞きながら、施策形成を進めることが提言されている。

【従来の取り組みの検証】

甲賀市議会では、合併後の平成16年から広報特別委員会を設置し、「議会だより」の発行をはじめとした広報活動を行っている。また、令和3年下期からは広報広聴委員会が設置され、これまでの広報活動の効果や課題について検証し、広報部会がその役割を担う。

【広報活動】

- ・ 広報広聴委員会広報部会（旧広報特別委員会）の設置と活動
合併後、広報特別委員会が設置され、また現在は広報広聴委員会広報部会が議会だよりを編集し、年4回発行している。
- ・ 広報媒体の多様化
新聞折込みを主体とし、希望者には郵送や音声データの対応、公共施設での配布など様々な方法で市民に情報発信を行っている。また行政情報アプリへの掲載など、広報媒体の多様化を図り、より多くの市民に情報を届けている。
- ・ 市民参加型の取り組み
親しみやすい議会だより作成のため、高校生に意見を聞く「高モニ会議」、「若モニ会議」、そして女性に意見を聞く「くノモニ会議」など、その声の反映と、そのほか、「あなたとつなぐ」というテーマで各団体などを取材し様々な声を反映している。
- ・ 広報に関する意識調査の実施
市民に対する意識調査を行い、議会だよりの認知度等の把握を行った。

<検証>

行政情報アプリへの掲載など、新たな媒体の導入により、若年層への情報発信が強化された。また、市民の意見を聴く市民参加型の取り組みにより、その内容を広報紙等に反映させることで、より市民に寄り添った広報活動が可能となった。

市民への広報に関する意識調査の結果、広報媒体への認知度や情報の発信方法等にはまだ改善の余地がある。

＜今後の課題と展望＞

従来の広報媒体に加え、さらにSNS等を活用し、より効果的な市民への情報発信を検討する。また、様々な広報活動の効果を裁量的に測定し、より効果的な広報活動につなげていく。

【広聴活動】

- ・議会報告会における意見交換

各常任委員会やチームごとに議会報告会を実施し、その際に質疑応答・意見交換を実施している。

- ・広報広聴委員会広聴部会の設置と活動

令和3年に広報広聴委員会が設置され、広聴部会において自治振興会、区・自治会を対象に意見交換会を実施している。

＜検証＞

集約した意見の扱い方が確立されておらず、各常任委員会の調査等に結びつく連動が不十分であったと認識している。また、意見交換後の議会としての取り組み・成果を市民に説明するのに時間を要し、さらには、意見交換の対象については中高年層が多く年齢に偏りがあった。

＜今後の課題と展望＞

集約した意見を迅速に議会活動に取り入れられるように、各常任委員会との連携に努める。また、広報部会を通じて的確な活動の進捗報告に努め、さらには幅広い世代から多様な意見を募ることのできる体制構築を推進する。

【指針の必要性】

従来は「議論結果の報告」が主でしたが、本来は「市民の意見を集約し、議会活動全体を市民と共有する」ことが重要です。そのため広報と広聴を一体的に捉え、指針として本ビジョンを策定しました。

3 広報広聴活動の現状

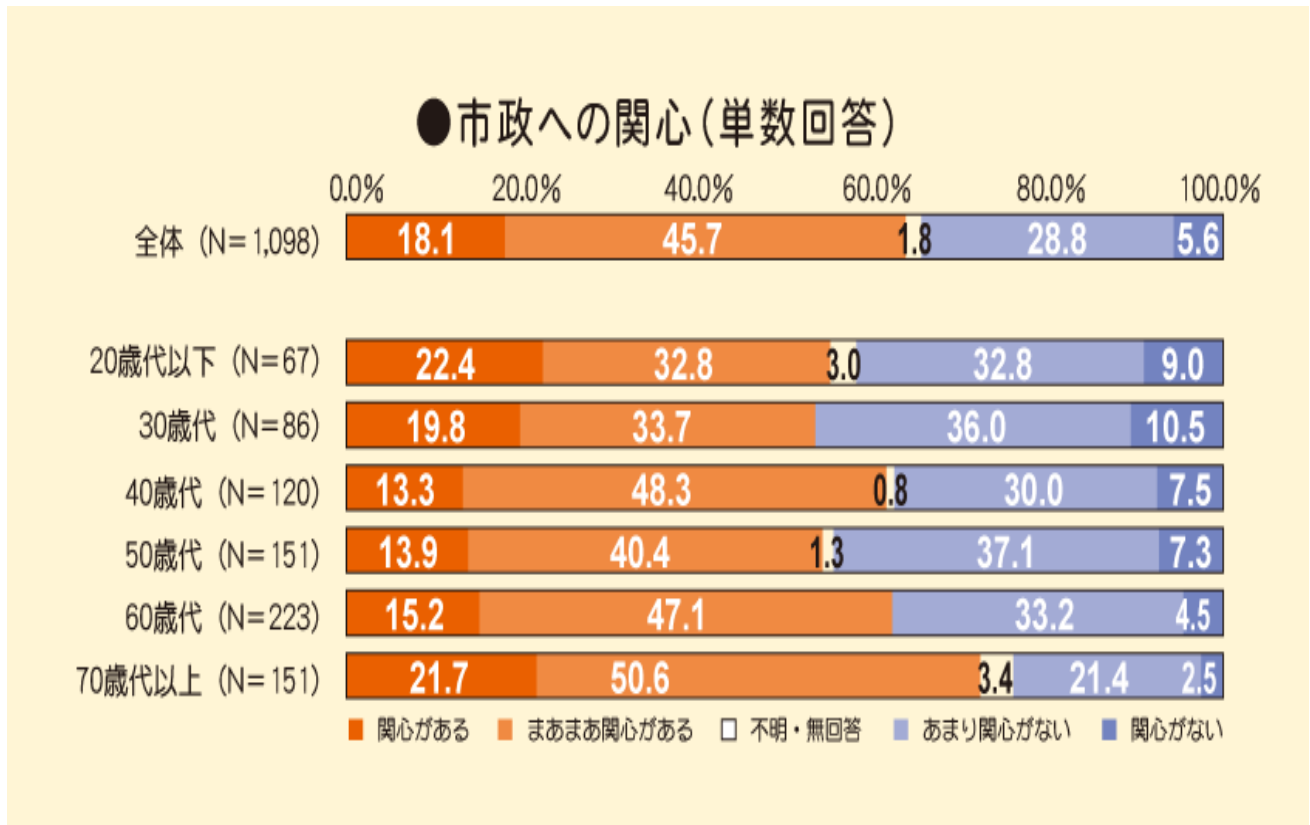
甲賀市議会では、議案審査、政策立案、議会改革をはじめとした議会活動を「開かれた議会、わかりやすい議会」として、市民等に効果的かつわかりやすく伝わるよう、各種媒体を活用した広報広聴活動に取り組んでいる。

分類	手段	内容
広報	広報紙 「あなたとつなぐ 甲賀市議会だより」	定例会ごとの審議審査過程の報告を主目的に年4回発行 新聞折込、公共施設等への配置に加え、一部個別郵送
	ポスター	市議会本会議の開催日程や、ケーブルテレビやインターネット中継のお知らせのため作成し、庁舎掲示板等で掲示
	ケーブルテレビ インターネット	ケーブルテレビおよびインターネットで、市議会本会議および、委員会の一部を生中継
	ホームページ	市議会に関する全情報を掲載 例) 議員名簿、議事日程、本会議・委員会の一部、会議録検索
	S N S	市の公式LINEに、本会議の開会や議会だよりの発行のお知らせを掲載 市議会公式インスタグラムで、市議会に関する情報を発信
広聴	個別広聴	ホームページ（意見箱）、電話、メール、対面などにより、直接市民等の意見を聴く
	集団広聴	各種団体との意見交換会
	調査広聴	各種アンケート調査
パブリシティ	プレスリリース	市議会における取り組みについて、市政記者へ適宜情報をリリース

4 広報広聴活動に関わる課題

甲賀市議会の広報に関する意識調査報告書にある結果から、広報広聴活動の現状の課題の分析を行った。

■課題1 市政への関心



【状況】

市政への関心度の傾向は、年齢層が上がるにつれて、関心を持つ割合が高まる傾向が見られる。

＜年代別の傾向＞

若年層（特に20代、30代）は「あまり関心がない」「関心がない」の割合が高い。

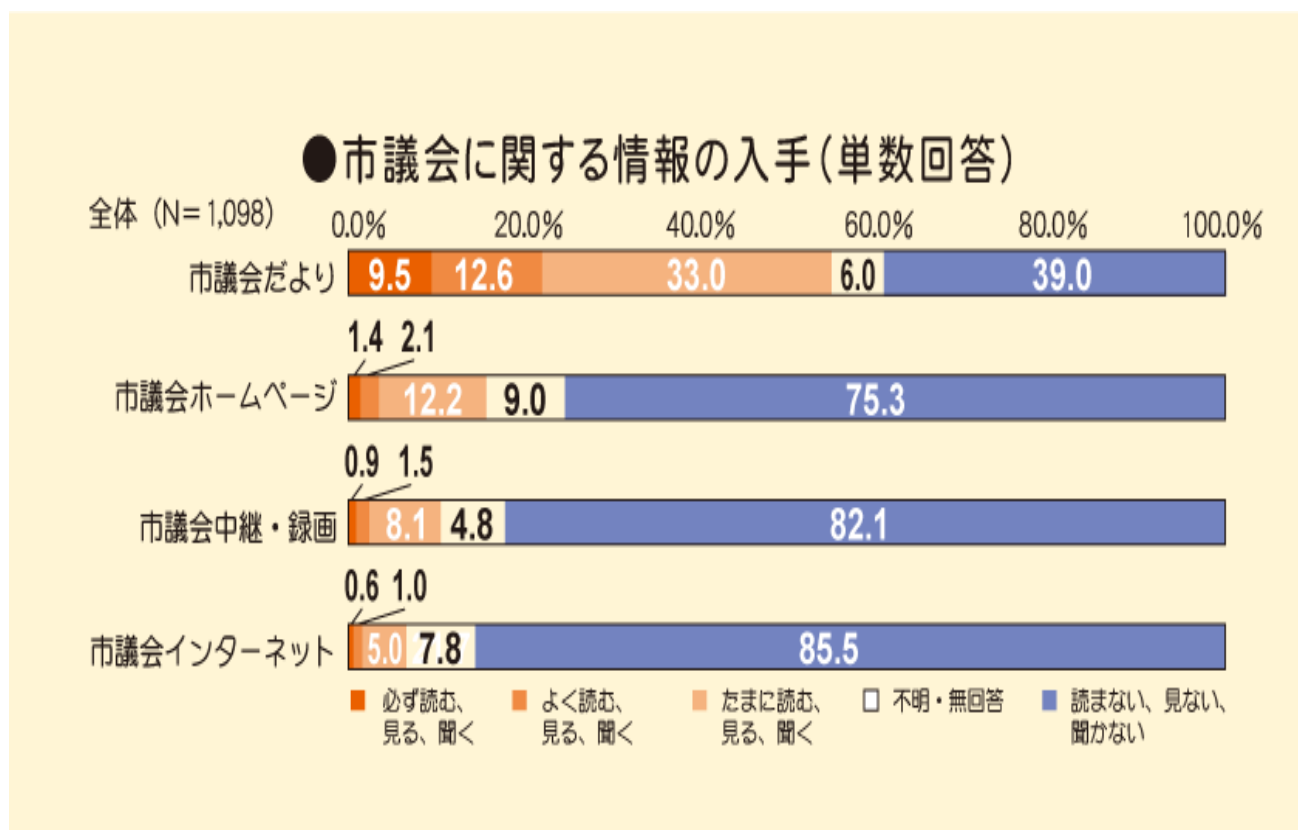
＜市民の関心の低さ＞

活動や役割が市民に十分に伝わっていない可能性がある。

【課題】

市民の市議会への関心を高め、年齢層のニーズに合った情報提供を実現するための具体的な戦略の検討が必要である。

■課題 2 市議会に関する情報の入手



【状況】

市民が市議会に関する情報を得る手段として、市議会だよりから情報の入手を行う人が多い傾向にある。

【課題】 市民が多様な方法で議会に関する情報にアクセスできるよう、情報発信手段を多様化するとともに、認知度を高める必要がある。

■課題 3 市民参画につながる広聴機会の充実

【状況】

市政に市民意見を反映させるためには、個々の地域課題を集約し、一般質問や政策要望などを行ってきた議員個人の活動にとどまらず、市議会への市民参画へとつなげていくための広聴機会を充実させることが重要である。

甲賀市議会では、政策立案に資する広聴活動として各種団体との意見交換会を実施している。

【課題】

地域の課題を集約するだけでなく、市民全体の意見や市議会への関心が低い若年層に広聴を通じた市民参画の機会を創出することも重要である。これらの広聴機会を充実させることにより、開かれた議会を目指す甲賀市議会としての本質的な役割を果たしていく必要がある。

5 広報広聴の戦略的な推進

【はじめに】

広報広聴活動は議会と市民の信頼関係構築の基盤であり、議会の説明責任と市民参加の促進という両面から、極めて重要な役割を担っている。とりわけ、現代においては情報環境の多様化、地域社会の複雑化、市民意識の変化に伴い、議会が一方的に政治に関心がある層のみに情報を発信するだけでなく、幅広くあらゆる層の市民の声を受け止め、それを議会活動に適切に反映させる仕組みが強く求められている。そのため、議会の広報と広聴は、それぞれ独立した活動ではなく、相互に密接に関連し、連携・連動して展開されるべきものである。

【連携・連動の考え方】

＜広報活動＞

単に情報を届けることを目的とするのではなく、広聴活動へとつながるような設計が必要です。すなわち、発信された情報が市民の関心を喚起し、意見につなげる情報発信であること、そして、その声を受け止めるための仕組みが同時に整えられていることが求められている。

＜広聴活動＞

活動によって得られた市民の意見や課題意識も、単なる参考情報として扱われるのではなく、意見を政策に活用し、議会における議論や政策提言の基盤として活用されるべきであり、そのプロセスや成果を広報で「見える化」し、還元することが重要です。

これにより、市民は自身の意見が議会活動ひいては市政に反映されている実感を得ることができ、議会への信頼や関心を高める契機となる。

こうした構造を意識的に構築することで、広報と広聴は「発信」と「受信」の繰り返しを超えて、議会と市民が協働して課題を考える双方向型の対話関係を築くものとなる。

このように、広報と広聴は一体として計画・実施されるべきであり、それぞれの活動が孤立するのではなく、互いにフィードバックを行いながら発展的に連携していくことが、本市議会の広報広聴活動における基本的な考え方であり、この考え方のもと、本ビジョンでは広報広聴に関するあらゆる取り組みの中に、「情報の循環性」「市民との対話性」「政策反映の透明性」という観点を組み込んでいく。

【今後の方向性】

＜推進１＞広報活動においては、単なる報告にとどまらず、市民が議会に関心を持つための工夫を随所に盛り込み、広聴へとつながる導線を意識的に設ける。

＜推進２＞広聴活動で得た市民の声を議会内で適切に集約・整理・共有し、その内容や活用状況について広報媒体を通じて報告することで、議会活動の透明性を高める。

こうした連携・連動を推進するにあたっては、議会内の広報部会と広聴部会が協調し、それぞれの取組を単発的に終わらせるのではなく、議会全体としての戦略的な情報発信・意見収集のサイクルを形成することが求められる。

さらに、実際の活動においては、広報広聴活動の P D C A サイクルを明確にし、市民ニ

一ズの変化や新たな課題に柔軟に対応できる体制を整えることも重要である。

本市議会では、今後の広報・広聴活動において、「連携」と「連動」の視点をすべての取り組みに共通する原則と位置づけ、市民とのつながりを一層深めていくものである。議会の活動が市民の理解と納得のもとで進められるようにするとともに、市民の声が確実に市政に反映される仕組みを実現するため、広報・広聴の機能を強化し、より開かれた信頼される議会運営を目指すものである。

6 取り組みの方向性

甲賀市議会は市民一人ひとりの声に耳を傾けることで、より開かれた議会・市民とともに未来を創造していくことで信頼される議会を目指す。

■方向性①

【的確に伝え、市民の声を収集する仕組みの構築】

広報

I. 「市議会」の認知度を高め親しみやすい議会像の創出

市議会で審議された議論の過程に重きを置いた内容を、市民が効果的に受け取れる情報を提供する。

II. 広報媒体の役割の明確化と「議会の立場」からのわかりやすい情報提供の実施

二元代表制において市政の活動を監視し「チェック機能」を果たす議会として、市政の状況について市民の誰もが的確に把握できる情報の発信に努める。

広聴

I. 定期的な意見交換会の開催

各地域の課題について市民が自由闊達に意見交換できる場を設ける。また、オンライン開催等の可能性を研究し、誰もが参加しやすい環境構築を目指す。

II. 幅広い層との対話促進プロジェクト

幅広い年齢を対象とした意見交換会やワークショップを企画・実施し、とりわけ次代を担う世代等が気軽に参加できる環境を整え意見を積極的に聴取する。

III. 各委員会としての広聴活動

各種団体等を対象に、それぞれの職域や世代、生活環境が抱える課題について意見を収集し調査活動に活かす。

■方向性②

【広聴活動と議会の政策形成との連携強化】

・市民意見を基にした政策形成サイクルの確立

意見交換会などで収集された意見を議会内で共有し、議員による政策形成の議論や提案に活用できる仕組みを構築する。

■方向性③

【広報活動と広聴活動の一体的な推進】

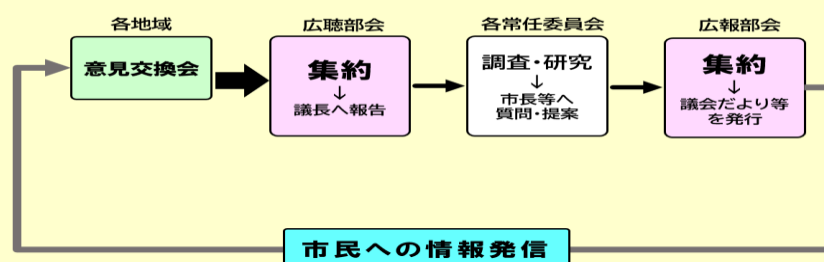
・広聴活動の積極的な情報公開

「市議会だより」などで市民に周知するとともに、意見交換会などの開催予定、議論されるテーマ、過去の意見交換の内容などを分かりやすく、広聴活動への参加を促す。

・広聴活動の結果のフィードバック

収集された市民の意見がどのように議会や市政に反映されたのかを、「市議会だより」などの広報媒体を通じて市民に報告し、広聴活動の意義を共有する。

意見交換からの情報発信



7 推進体制

広報広聴委員会の設置目的を体現するため、甲賀市議会広報広聴ビジョンを着実に推進していくため、「市民に開かれた議会の実現」に向けて甲賀市議会全体で広報広聴活動に取り組む意識を持つとともに、体制を構築し適切に推進を図る。

■推進体制の構築

・広報広聴委員会の強化

委員会の機能を強化し、広報広聴に関する議論を集中させる場を設ける。

・専門家や外部人材の活用

広報や広聴に関する専門知識やノウハウを持つ外部人の専門家や人材を積極的に活用し、効果的な広報活動を行う。

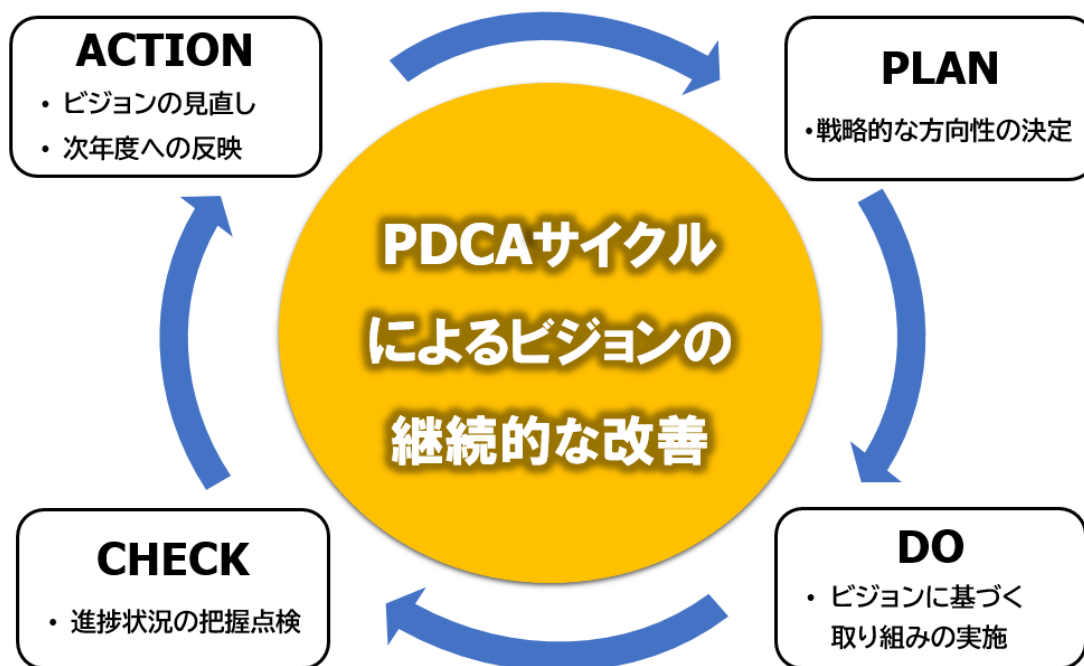
・研修

議員の研修を実施し、広報広聴に関する知識やスキルを向上させる。

■進行管理

ビジョンの着実な推進を図るとともに継続的な改善につなげていくため、PDCAサイクルによる進行管理を行う。管理については、広報広聴委員会で行い随時、状況を整理する。

【PDCAサイクル】



目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 市民と議会の関係（第7条）
- 第3章 議会及び議員と市長等との関係（第8条—第11条）
- 第4章 討議の拡大（第12条）
- 第5章 委員会の活動（第13条）
- 第6章 政務活動費（第14条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第22条—第24条）
- 第10章 補則（第25条）

付則

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機関として議会の果たす役割はますます大きくなっている。

議会と市長は、ともに市民の負託を受け、対等な関係の二元代表制のもとに一定の均衡を保ち、市民福祉の向上と市勢発展のため不断の努力を続けるものである。

議会及び議員は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報公開や、市民の政策活動への多様な参加を推進し、市長等の執行機関との緊張感を保ちながら議員間での自由討議を踏まえて、議員の資質を向上することにより、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で活動する人、団体及び事業者をいう。
- （2） 市長等 市長及び市の執行機関をいう。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市長等の市政運営状況を監視する。
- （2） 市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案等市政に反映させるための議会運営に努める。
- （3） 市民に対して積極的に情報公開に取り組む。
- （4） 市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たす。
- （5） 市民の多様な参加機会を保障するような議会運営に努める。

（災害時の議会対応）

第4条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、甲賀市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討

議を保障する。

(2) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。

(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表に留まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念をもつ議員により構成し、活動する。

3 会派は、政策立案及び政策提案に関し、必要に応じて会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高め、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の公開を原則とし、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議において必要があると認める場合は、これら提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第3章 議会及び議員と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第8条 議会審議において、二代表制のもと、議会と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

3 市長等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、議長又は委員長長の許可を得て発言をすることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求め、議会審議における論点情報を整理し、政策等の水準を高めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無及びその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(6) 財源措置

(7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算審議における説明資料)

第10条 議会は、予算及び決算を審議するに当たって、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求め、市長はこれに応えるよう努めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
ア 甲賀市国土利用計画
イ 甲賀市行政改革大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営上特に重要な計画に関することで議長が必要と認めるもの

第4章 討議の拡大

(討議による合意形成)

第12条 議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、よりよい政策を実現するために、条例、意見書等の議案を積極的に提出し、議員相互間の討議の拡大に努めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行、報告)

第14条 会派又は議員は、政策立案、提案、又は監視を行うための調査及び研究その他の活動に資するため交付される政務活動費を、別に定める甲賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年甲賀市条例第11号）に基づき適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、議長に対して領収書等を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を市民に報告しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、市民の誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報広聴の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するものとする。

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数は、甲賀市議会議員定数条例（平成21年甲賀市条例第49号）で定める。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たって、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

（議員報酬）

第21条 議員報酬は、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）で定める。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。

第9章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

第22条 この条例は、議会における最高規範である。

- 2 議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

（議会及び議員の責務）

第23条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

（条例の検証及び見直し手続）

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含め議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

第10章 補則

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定及び同号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（甲賀市議会議員政治倫理条例の一部改正）

- 2 甲賀市議会議員政治倫理条例（平成30年甲賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（令和7年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。